

平成 28 年度 第 3 回 門真市子ども・子育て会議  
就学前教育・保育部会 議事録

- 1、日 時：平成 29 年 2 月 13 日（月） 午後 3 時 00 分～午後 3 時 40 分
- 2、場 所：門真市役所 本館 4 階 第 9 会議室
- 3、出席者：合田 誠、須河内 貢、西 美有希、山元 真紀、東口 房正、邨橋 雅広、清水 光子、  
黒石 美保子
- 4、事務局：こども未来部 南野次長、  
こども政策課 山課長、山中主任、板敷係員、山本係員、津田係員  
保育幼稚園課 花城課長、西川課長補佐
- 5、傍聴者：2 名
- 6、議 案：1. 利用定員の設定について  
2. その他

7、議事録

事務局：定刻になりましたので、ただいまから平成 28 年度第 3 回 門真市子ども・子育て会議 就学前教育・保育部会を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、委員 8 名のご出席をいただき過半数の出席をいただいておりますので、本会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。

また、本日 2 名の方が傍聴に来られていますので、併せてご報告させていただきます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

事務局：なお、後日、議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただきますので、予めご了承ください。それでは、これ以降の会議の進行につきまして、部会長に一任させていただきます。よろしくお願いいたします。

部会長：皆様、こんにちは。お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。今年度第 3 回目の就学前教育・保育部会を開催させていただきます。それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、「議題 1 利用定員の設定について」事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、議題 1 について、ご説明いたします。議題 1 の資料説明に入る前に、改めて、市が施設・事業者に対して行う「確認」と「利用定員の設定」について、また、この会議で議題 1 を諮らせていただく趣旨について触れさせていただきます。まず、参考資料 1 をお願いいたします。この資料は、「認可」と「確認」についての説明資料となっております。新制度の下で、施設や事業が給付の対象となるためには、左側部分の認可を受けた上で確認を受ける必要があります。認可につきましては、「門真市児童福祉審議会」において、認可保育所及び、定員 19 人以下の地域型保育事業の認可を行っております。その上で、認定こども園や保育所も含むすべての施設・事業に対して、資料右側部分の確認手続が必要となります。この確認手続を行うに当たって、認可定員の範囲内で、毎年の利用定員を設定することとなっております。これは、各市町村が今後 5 年間の教育・保育の確保策に関する計画を策定したう

えで、給付費を支払う主体になっておりますことから、計画の進捗を見ながら、利用定員の設定を行う必要がある関係で、この会議にも諮らせていただくものでございます。2ページ目をご覧くださいと、法的位置づけを記載しております。確認の際、利用定員の設定につきましては、子ども・子育て支援法第77条第1項第1号、第2号の各号において、審議会等での意見をお聴きすることとなっておりますため、本日の議題とさせていただきます。これらを踏まえまして、利用定員の設定についての説明をさせていただきます。資料1をお願いします。こちらにも改めて、利用定員についての説明を記載しておりますが、利用定員とは、施設型給付又は地域型保育給付の対象として確認手続を行う際に「認可定員」の範囲内で設定する定員となっております。認可定員より少なく設定することも可能ですが、門真市においては、保育定員の不足が見込まれる状況ですので、利用定員を設定する際の考え方といたしましては、最大数である認可定員を持って利用定員としたいと考えております。それを受けて、各施設の定員を表にしてお示ししております。この定員数につきましては、29年4月1日より新たに新制度の給付の対象となる施設や事業、また施設種別を変更する施設について載せております。このうち1事業者については、29年3月1日からの定員設定を予定しておりますが、合わせて記載しております。網掛け部分は、現行より施設種別や定員数に変更があった部分でございます。今回お諮りさせていただくのは4園でございます。4園全て、南部区域の施設及び事業所になります。まず、智鳥保育園につきましては、現在、私立の認可保育所として運営されておりますが、建物の移転建替えを経て、幼保連携型認定こども園へ移行されます。新たに設定する利用定員としましては、2・3号合わせて207人となっておりますので、保育定員としては27人の増員となります。また、1号定員は6人設定されます。また、うちこし保育園につきましては、施設種別を認可保育所から幼保連携型認定こども園に変更され、定員に変更はございません。

事務局：次に、麦の子共同保育園とまめっこくらぶにつきましては、先月1月23日に開催した、門真市児童福祉審議会においてご審議いただきました、認可予定の小規模保育事業所になります。麦の子共同保育園については、認可外保育施設として運営してこられ、避難設備等の施設整備を経て、小規模保育事業A型として認可予定でございます。こちらは開園が少し早く、3月1日からの開園を予定しております。

また、まめっこくらぶにつきましては、学校法人大阪東学園が設置主体となる、新規の小規模保育事業所となります。現在運営している大阪ひがし幼稚園の建物の3階の1室を活用し、こちらも小規模保育事業A型として4月1日より開園される予定です。

麦の子共同保育園及びまめっこくらぶ共に、認可定員の増員となりますので、それぞれ18人ずつ、3号認定の保育定員拡大となります。

これら4園の利用定員設定により、増加する定員数といたしましては、下の表に記載しておりますとおり、3号認定は54人、2号認定は9人、1号認定は6人となっております。

今回は、3月1日及び4月1日付けで新たに利用定員の設定をするもののみ記載しておりますが、小規模の新設など、年度途中で定員が増加する場合もございますので、最終的な年度途中の定員数は、随時増加する場合もございます。

また、今ご説明させていただいた4園以外にも、施設整備を行い、4月1日付けで保育定員を増加させる施設がございます。それらの施設は、利用定員の変更という扱いとなりますので、

個別の説明はいたしません、それらの増加数については、参考資料2及び3の確保数に反映させておりますので、簡単にご説明させていただきます。

事務局：まず、参考資料2をご覧ください。計画上の進捗状況を一覧にしております。昨年実施した既存施設への意向調査後の意向の修正についても反映させた、現時点での数を記載しております。一番下の合計欄の実績確保数の欄の数字を追っていきますと、過不足数は年々減ってはおりますが、最終年度の31年度には0歳の定員が22人の不足となる予定となっております。こちらは計画の見込み数と、実際の確保予定数との比較ですが、参考資料3では、28年3月1日時点の実際の利用者数と比較した過不足数を記載しております。

こちらは、第1回部会でも使用した表の、確保予定数を現時点のものに修正した資料となっております。対実績比で見ますと、0歳の定員に29人の不足が発生する見込みとなっております。この不足については、第1回部会及び全体会議にてご審議いただきましたとおり、29年度に予定している、新規事業者による小規模保育事業所の募集により、一定は、解消していく見込みとなっております。しかしながら、実際の利用者数自体が、現時点で昨年度よりも大幅に増えておりますため、今年度末の利用者数と比較した場合、この不足はさらに増加する可能性がございます。次回会議の際には、29年3月1日時点での利用者数との比較をお示しさせていただきたいと考えておりますが、29年度については、計画の見直しの時期でもございますので、次回の全体会議では、その時点での計画の進捗状況や見直しの方向性についてもお示しできればと検討しております。議題1についての説明は、以上になります。

部会長：ありがとうございます。ただいま事務局からこの4月1日、1園だけが3月1日ではございますが新たに認定こども園と小規模保育という形で実施されるということで、説明がありました。今の説明に対しまして何かご意見がありましたら、よろしく願いいたします。

邨橋委員：29年度は新規募集予定の小規模保育事業が含まれないと参考資料2にありますが、30年度以降に意向のあった数字は入っていますか。

事務局：既存事業者の定員拡充につきましては、現時点で掴んでいる意向の数字を全て反映させております。ただし、来年度募集予定の小規模の新規事業者の数は、入っておりません。

邨橋委員：今はどれくらいの問い合わせがありますか。

事務局：具体的な問い合わせは数件です。一つの事業所は、具体的な問い合わせもございますが、それ以外は具体的な問い合わせはございません。

部会長：邨橋委員よろしいでしょうか。

邨橋委員：はい。

部会長：他いかがでしょうか。

西委員：例えば、何件くらい新規で小規模保育事業所ができれば、この見込みが達成されるのでしょうか。

事務局：現状の待機児童の数が、0歳にかなり多く偏って発生しているという現状がございます。小規模保育事業は19名までですが、その中で0歳児が確保できるのは単純に考えまして、最大で6名程度となり、0・1・2歳と年齢が上がっていきますので、0歳を6名とれば、1歳も6名、2歳も6名とっておく必要がありますので、6名しか確保できません。この数字を22名と比較しますと4事業者来ないと単純な解消はしないというのが、数字の上での現状です。

東口委員：ちょっと補足しますと、保育所におきましては0歳がだいたい1歳の半分くらい設定するとこ

ろが多いですけれども、これは育休明けの1歳の待機が増えたという部分がありまして、0歳をあえて減らして、1歳に回しているという現状があります。もし、進んでいく時点で1歳に空きが出るようでしたら、0歳に回すということも考えられます。それは年度を追っていかないと分からないというところもありますけれども、そういう可能性は否定できません。

事務局：来年度、新規事業者の募集に向けて予算要求等を進めていきますが、いきなり全てを解消するというような募集をすることは、少し考えにくいことをございまして、東口委員がおっしゃったような別の要素で解消できる部分もありますので、まずは数園の募集をやっていくことを想定しております。

部会長：西委員いかがでしょうか。

西委員：はい。

部会長：それでは、他いかがでしょうか。

郵橋委員：利用希望の増加傾向はどのようなのでしょうか。

事務局：今回の参考資料の3でお示ししている分につきましては、あくまで昨年の3月1日時点との比較ということをございます。おそらく3月に開催いたします全体会議でお示しできますが、29年の3月時点での数はこれよりも増える見込みです。

事務局：現在、4月1日からの利用申込みを一旦締切、選考を行っておりますが、先月、第1弾の利用の調整結果通知表と現段階の保留通知を送付させていただきましたところです。申し込み状況に関しては昨年度よりも少し増えている状況です。大幅に増えているわけではないですが、増えている状況にはあります。昨年度、33名の待機児童が年度当初に発生しており、これからの選考の状況にもよりますが、同程度の待機児童が発生する可能性があると考えております。あくまでも、今の時点では想定の数値ですので、これから調整する中で、昨年度よりも待機児童は減る可能性がありますし、逆に増える可能性もあるという中で調整を行っております。

郵橋委員：一つ心配なのは、前の審議会に出ていた無償化の影響がどのように出てくるのかということですね。少しお時間よろしいですか。守口が0歳から5才まで完全無償化をしまして、利用希望がものすごく増えてしまっています。単純計算で、405人が増えました。それに対して、定員を増やした認定こども園や保育園の定員を変えて対応した数が209人になっていて、利用希望はるかに超えています。確かに、増えたなと思うのですが、先生の確保が難しくなってきました。このことは事務局に何回もお話ししていますが、そこがかなり難しいところであると実感しています。利用希望の増加の傾向がどこにどのように表れるのかということ、ちゃんと読んでおかないと、とんでもない数字になってしまうかなと思います。

東口委員：転出・転入状況はそのうち出てきますか。守口に行ったら無償なので転出しましたということもありうると思いますが。

事務局：現状の保育の申込み状況には影響が出ていないと見ております。保育料が無償になったから転出するという方は数字上出ていません。今後、長い目で見ていくと、何らかの影響というのは出てくるかもしれません。これから住むところを選ぼうという方については、影響が今後出てくるかもしれません。ただ、現状では明らかな数字として出ていません。

郵橋委員：守口の園における話ですが、家が京都で勤務先が兵庫の方なのですけれども、通勤が大変なので守口に住もうかという問い合わせがあったと聞いてます。結局、守口の場合一番ややこしかったのは、1号の方が給食費と預かり保育分を含めても2号より安かったことです。元々、2

号の方が1号に移られて、1号が大幅に増えたという状況でした。今度、無償化したことによって、1号から2号に移られて数がつかめないことになっております。この影響により、先生方も大変になり2号が1号に替わるということで、園の運営がすごくややこしくなりました。10月1日には1号で申し込んでいますが、2号に替われるということで、4月1日から2号に替わりますという申請をされており、数がものすごく多いです。そのため、当初予定していた数では対応しきれない状況にあります。またもう一つ、自分が入りたいために1号で申し込んでおいて、本来2号で手続きしなければならないところを、抜け穴的に利用し2号に替わっています。市に対して、「これは1号と2号が自由に替われる制度ですよ」と言うので、市としては仕方ないとして受け入れるしかないです。

東口委員：確かに4月になってから2号に替わる人も出てくるでしょうし、希望をするところに1号がありますからね。

邨橋委員：受け入れる園としては、1号がいることで予定していた学級担任などの費用がなくなってしまうので、経営的には苦しくなってしまいます。元々は、1号と2号の保育料の設定がおかしかったので、門真市の場合も1号の保育料+給食費で2号よりも少し安く、預かり保育の利用の仕方、1号は高くなるというように、どちらを選んでも、少しの差で利用できる費用設定にしておくという問題は起こらないのですが、守口の場合は問題が起こってしまいました。保護者にとっては、無償になるということはずごくありがたいし、それによって行きたい園に行くことができるという状況はありがたいですが、そこへ行くまでの間に問題がありますので、早めはどうするかということを相談しておかないといけません。

東口委員：結果からみると、1号の給食と預かり保育も無償化すべきということだと思えます。そうすれば、そんなに移動はないと思います。

邨橋委員：少なくとも1号の保育料をもう少し上げておいて、給食費で2号よりちょっと安く、預かり保育の利用の仕方、これは1号を選んだから仕方ないなと2号より安いならと納得してもらえそうな費用設定にしておく、問題は起こらないと思います。

部会長：邨橋委員・東口委員ありがとうございます。他いかがでしょうか。特に無いようですので、議題2その他として事務局から説明よろしくをお願いします。

事務局：情報提供という形になりますが、今話題に出ておりました保育料の無償化のことで、5歳児につきまして門真市では無償化を今進めておりまして、この3月の議会の予算で議案としてあげていくという検討を順次進めております。こちらにつきましては、前回10月の部会、11月の子ども・子育て会議の全体会議の方でも、ご説明申し上げた内容でございますが、先日、内閣府の予算案の中で、国の方でも幼児教育の段階的無償化の推進ということで予算案が示されております。こちらにつきましても、国の施策に合わせて市の方の保育料を若干変えていくということになっております。内容につきましては、3点ございまして、1つ目が市町村民税非課税世帯の第2子の保育料を無償化、2つ目が年収360万円未満のひとり親世帯等について第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減、3つ目が1号認定子どもについて、同じく年収約360万円未満の相当の世帯の保育料を軽減というこの3点が掲げられております。1点目の市町村民税非課税世帯につきましては、門真市は元々保育料を無償化、0円としていますので、国の方が追いついてきたのかなと思います。2点目につきましては、今年、半額になった世帯です。第1子の保育料が半額になったひとり親世帯の保育料がさらに引き下げられます。

3点目の1号認定につきましては、国の基準でいきますと月額2千円ほどですが、保育料の額が下げられていますので、同じように門真市の1号認定の子どもの年収約360万円未満相当に当てはまる世帯の保育料を下げるような検討を進めているところです。また、詳細な内容につきましては、まとまった段階でお示しさせていただきたいと思っています。

部会長：ありがとうございました。ただいまの情報提供について、質問等ございますでしょうか。

西委員：どれくらいの世帯が該当してくる見込みでしょうか。

事務局：世帯の数で言いますと、まず1点目に申しあげました非課税世帯につきましては、門真市はそもそも0円という設定ですので、数字を示した資料を持ち合わせていませんが、2点目の年収約360万円未満のひとり親世帯等につきましては、今年は半額になっておりますけれども、2月時点で1号認定の方は1人、2・3号認定につきましては、150人程度おられます。3点目の1号認定こどもの部分につきましては、数字を今持ち合わせていませんが、100名はおられなかったかなと思います。

西委員：メリットはあるということですよ。

事務局：ひとり親世帯の方や在宅の障がい児がおられるご家庭の方が対象になってくるのですが、生活的には厳しい世帯の方に対する負担軽減ということで、一定の効果があるというふうに考えております。具体的な、細かい人数や金額につきましては、申し訳ございませんが追ってお知らせしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

部会長：詳細については、来月の全体会議の段階でお知らせするという形でよろしいですか。

事務局：その段階では、具体的な額についてお示しさせていただきます。

部会長：他に何かございますでしょうか。

山元委員：一つよろしいでしょうか。4月から5歳児無料というお話が進んでいるということだったので、もう既に様々な園においては入園の説明会や4月から入ってこられる保護者の方へ説明をされていらっしゃると思うのですが、その際にも5歳児は無償化になる予定だと説明されているのでしょうか。

事務局：保育料の金額自体は、市の方が決定いたしまして、決定通知書を送付することでお知らせし、また、認定こども園や小規模保育事業所についても、市の方の保育料で決定していただいております。決定通知自体は3月に入ってから、発送する予定にしておりますので、内容自体が3月の議会において可決を得て、予算が通過した段階で決定するということがありますので、詳細なお知らせまでは差し上げられていないという状況でございます。

山元委員：保護者の方の中には、まだそういうふうになりつつあるということをご存じでない方が多いということでしょうか。

事務局：お問い合わせがあった段階で、子ども・子育て会議でお話しさせていただいた程度の内容をお知らせさせていただいていますが、積極的な広報等はまだの段階です。今後、予算案の記者発表などございますので、そちらの方をある程度行っていった段階では、情報を開示していくことになると思っています。それが、今月の下旬に予定されておりますので、それ以降にこういった内容で5歳児無償化を市としては予算案を組んでおりますという公式発表がございますので、そこからは皆様にもう少しお知らせをしていけると思っています。

山元委員：そうすると、変な話ですけども、先ほどの守口の話じゃないですが、門真市も5歳児だけ無償化になるのであれば、こっちの園に行こうかなとか門真市の中で5歳児間の移動がもしかし

たら生じるかもしれないですね。

事務局：そうですね。

山元委員：その移動が生じた時に、それぞれの園としては受け入れることができるのでしょうか。

事務局：市としては、やはり正式な手続きが一定進んでからと思っております。お問い合わせをいただいた際には、こういった検討がなされていますというご案内までは差し上げていたのですが、広報までは行なっていないのが現状ですので、そういったお考えが確かにあるのかなというふうに受け取っております。しかし、そこまで進めていないのが現状です。

郵橋委員：具体的に園からは、確実にになりますという話は一切していません。ただ、聞かれた時には、そういう話が出ていて、5歳児を無償にするということを聞いており、最終的に議会で決定するということですので、そういう状況ですとお伝えしています。確かに、幼稚園は定員割れしているところが多いので、それによって1号でも構わないという方は移る可能性はありますが、2号・3号で働いている方が1号に移るということは、あまりありません。守口みたいに移った方が安かったということがあれば、そういう可能性はありますけれども門真の場合は1号でも1万円ほど多めにかかりますので、それは多分ないと思います。あと保育園同士は逆に動きづらいと思います。

東口委員：実際に、経済的なことで考えると、1号の幼稚園の方々が保育園を希望されるということはあると思います。給食費などは要りませんから、ただ、1年間か2年間お世話になり、あと1年で卒園するというこの時期に、移るのは難しいのかなという感じはします。

郵橋委員：1号はどちらかといえば、園を選んで入園している方が多いように思います。そこで移るということは、よほど経済的にしんどくなったとか、離婚されたということでない限り、無いとは思いますが。

事務局：今通われている5歳児のお子様が、他市の方に流れていくという数字としてのデータは、今はっきりとしたものは出ておらず、そのまま継続利用されていると聞いております。守口市さんが無償化されて、門真市の無償化の情報が出ていないから、流れているということにまでは至っていないと思っております。おっしゃっていただいておりますとおり、早く市民の方・保護者の方にお知らせしていく必要があると思いますので、貴重なご意見をいただけたなと思います。今後すぐに対応を考えていきたいと思っております。

部会長：山元委員よろしいでしょうか。特にないようでしたら、他に事務局からありますでしょうか。

事務局：今後の予定につきまして、お知らせさせていただきます。次回の会議は、全体会議を3月29日水曜日午前10時より本館2階の大会議室にて開催する予定としております。全体会議では今回の会議でいただいた意見を事務局で答申書としてまとめまして、お示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

部会長：ありがとうございました。全体会議の連絡があり、3月29日の水曜日10時からということで、またご予定の調整をお願いいたします。本日の議題は全て終了いたしました。以上をもちまして、平成28年度第3回門真市子ども・子育て会議就学前教育・保育部会を終了させていただきます。ありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。

<以上>